

## 静岡市の将来のために、新しい条例を

## 皆さんと一緒に作ります！

- (仮称)静岡市自治基本条例制定に向けて -

私たちのまちは、平成15年4月1日に旧静岡市と旧清水市が合併し、新たな静岡市として誕生しました。そして、さらなる飛躍をするため、政令指定都市への移行を目指しています。

このような状況のもと、この地域の独自性を活かし、市民の皆さんとともにこのまちを創り、運営していくための約束事を定める「自治基本条例」という、静岡市の将来の方向付けを明確にする条例の制定作業を行っています。

### 自治基本条例とは？

静岡市のまちづくりの基本理念と行政運営の基本原則を定めるとともに、市民と行政の役割と責務を明らかにする条例です。つまり、新しい静岡市を創るうえで、一番基本的で重要な原則を定めるもので、条例・規則等の法体系において最上位に位置する「静岡市の憲法」といえる条例です。

### どうやって作るの？

学識経験者などや公募市民と、庁内公募職員などからなる懇話会を設置して、条例案を検討しています。懇話会は公開していますので、ご自由に傍聴でき、また傍聴された方の発言時間も設けています。他にも、市民の皆さんのご意見をいただくため、次のような機会を設けます。

- ・公開講座（自治基本条例を皆さんに知っていただくための会）
- ・懇話会の提案する条例素案のたたき台募集（実施済）
- ・タウンミーティング（条例素案を市民の皆さんに発表します）
- ・シンポジウムの開催（条例案を発表します）
- ・条例案のパブリックコメント実施 など

また、この条例をもっと知っていただくために、市民の皆さんのところへ伺い、出張講座を行っています。

### いつまでに作るの？

平成15年度中に条例素案（条例で定める内容の決定）を確定し、平成16年度に条例案をまとめます。そして、平成17年2月の市議会に上程し、平成17年4月1日からの施行を目指しています。

## 自治基本条例と他の条例の関係（イメージ図）

### 自治基本条例

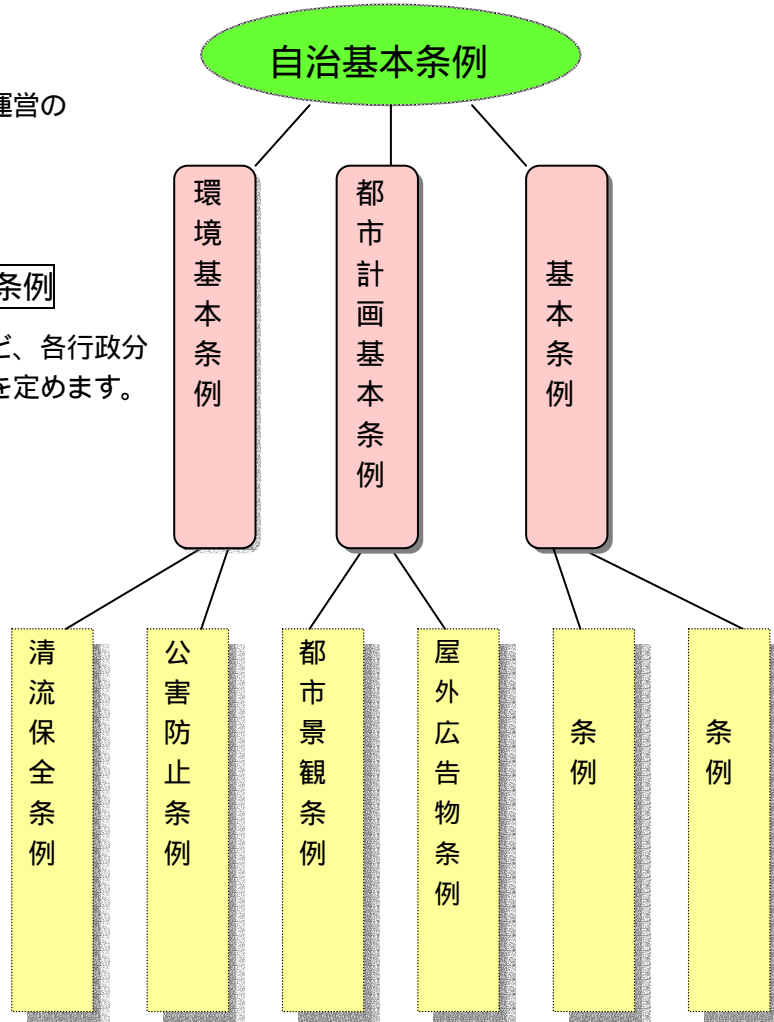
まちづくりや行政運営の基本原則を定めます。

### 各行政分野の基本条例

環境や都市計画など、各行政分野における基本方針を定めます。

### 個別条例

各行政分野の基本方針を実施するため具体的な内容を定めます。



イメージなので実在しない条例もあります

皆様のご意見をお待ちしています！

一人でも多くの方のご意見を取り入れていきたいと思っておりますので、是非ご意見をお寄せください。

静岡市役所総務課行政改革推進室  
〒420 - 8602 静岡市追手町5番1号  
電話 054 - 221 - 1240  
FAX 054 - 221 - 1005  
E-mail; soumu@city.shizuoka.shizuoka.jp